

報告事項ウ

個別の教育支援計画策定マニュアルについて

個別の教育支援計画策定マニュアルについて、別紙のとおり報告します。

平成21年1月22日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

個別の教育支援計画策定マニュアルについて

特別支援教育課

1 「個別の教育支援計画策定マニュアル」の概要

- (1) 平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が告示され、個別の教育支援計画について以下のように明記された。

学習指導要領抜粋

小学校学習指導要領 第1章 第4の2 (7)

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

幼稚園、中学校においても同様の内容が記載されている。

- (2) 平成20年11月14日に鳥取県教育審議会から「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」答申があり、「個別の教育支援計画」の策定と活用について以下のように明記された。

「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」(答申)抜粋

1 幼稚園(保育所)における特別支援教育(P.9)

ウ 就学に向けた移行支援の体制の推進

各生活圏域における幼児期の関係機関に関する情報提供を行い、市町村における連携体制の推進を図る。

特別支援学校のセンター的機能の活用やLD等専門員による相談等を通し、幼稚園(保育所)と小学校との連携を図るとともに、園と学校の協働、保護者の参画により「個別の教育支援計画」を策定し、必要な支援の円滑な引継ぎを推進する。

3 高等学校における特別支援教育(P.13)

ウ 中学校から高等学校の円滑な連携と社会生活への準備

中学校から高等学校への進学にあたり、当該生徒の高校合格が決定後、「個別の教育支援計画」を活用し、速やかに必要な情報を適切に引継ぐための連携ができるよう体制を推進する。

小学校及び中学校においても同様の内容が記載されている。(P.10)

- (3) 平成20年12月、県として「本人・保護者・学校等のための個別の教育支援計画 策定マニュアル」を作成し配布した。

配布先は以下の通りである。

なお、特別支援教育課のホームページにも掲載している。

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/>)

2 配布先

- ・市町村(学校組合)教育委員会
- ・国公立及び私立幼稚園
- ・国公立小中学校
- ・県立及び私立高等学校
- ・国立及び県立特別支援学校
- ・町教育委員会が主管している保育所
- ・県教育委員会事務局関係課等
- ・県の関係課等